

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	地域で過剰な病床の機能への変更の防止・不足する病床の機能への変更	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	医療法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		※
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					※

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《遵守費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

遵守費用について、「基準日病床機能と異なる基準日後病床機能を有する医療機関等について、都道府県知事の要請や勧告等に従う必要が生じ、そのための費用が発生します」と記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。

具体的には、基準日病床機能と異なる基準日後病床機能を有する医療機関について、都道府県知事の求めに応じて基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由等を記載した書面を提出する費用、当該理由等が十分でないとして認められた場合に協議の場における協議に参加して当該理由について説明するための費用及び協議の場における協議が整わなかった場合に都道府県審議会に出席して当該理由について説明するための費用が発生することが想定される。

○ 厚生労働省の説明

基準日病床機能と異なる基準日後病床機能を有する医療機関について、都道府県知事からの求めに応じて基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由等を記載した書面を提出する費用、当該理由等が十分でないとして認められた場合に協議の場における協議に参加して当該理由について説明するための費用及び協議の場における協議が整わなかった場合に都道府県審議会に出席して当該理由について説明するための費用が発生する。

《行政費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

行政費用について、「都道府県において、基準日病床機能と異なる基準日後病床機能等を有する医療機関等に対する要請や勧告等にかかる費用が発生します」と記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。

具体的には、都道府県において、基準日病床機能と異なる基準日後病床機能等を有する医療機関に対して基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由を記載した書面の提出を求めるための費用並びに当該理由が不十分であると認められる医療機関に対して参加を求めることとなる協議の場及び都道府県審議会を開催する費用が発生することが想定される。

○ 厚生労働省の説明

都道府県において、基準日病床機能と異なる基準日後病床機能等を有する医療機関に対して基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由を記載した書面の提出を求めるための費用並びに当該理由が不十分であると認められる医療機関に対して参加を求めることとなる協議の場及び都道府県審議会を開催する費用が発生する。

《代替案との比較に係る補足説明》

○ 当省の照会

代替案の費用及び便益について、以下のような課題があると考えられるため、この点を踏まえて適切に説明する必要がある。

- ① 代替案の遵守費用について、「地域医療構想の達成に際して、…それ以外の医療機関に、追加的な負担等の影響が発生するおそれがあります」と記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。

具体的には、都道府県知事の求めに応じて基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由等を記載した書面を提出する費用、当該理由等が十分でないとして認められた場合に協議の場における協議に参加して当該理由について説明するための費用、協議の場における協議が整わなかった場合に都道府県審議会に出席して当該理由について説明するための費用及び基準日病床機能と異なる基準日後病床機能を有する医療機関について都道府県知事の要請や勧告等に従うための費用が発生することが想定される。

- ② 代替案の行政費用について、「都道府県において、地域医療構想の達成に際して、基準日病床機能と異なる基準日後病床機能を有する医療機関等にかかる代替措置を講ずる必要が生じ、当該措置のための費用が発生します」と記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。

具体的には、都道府県において、基準日病床機能と基準日後病床機能が異なる理由が不十分であると認められる医療機関に対して参加を求めることとなる協議の場及び都道府県審議会を開催する費用並びに当該医療機関に対する要請や勧告に係る費用の発生が想定される。

- ③ 代替案の便益について、「…地域において当該医療機関以外の医療機関に追加的な負担等の影響が発生するおそれがあります」と記載しているが、これは代替案の遵守費用の「…それ以外の医療機関に、追加的な負担等の影響が発生するおそれがあります」という説明と同じ事象を述べているものであり、便益が二重に掲載されていると考えられる。

○ 厚生労働省の説明

- ① 基準日病床機能と異なる基準日後病床機能を有する医療機関について、都道府県知事の求めに応じて基準日病床機能と基準日後病床機能が異なる理由等を記載した書面を提出する費用、当該理由等が十分でないとして認められた場合に協議の場における協議に参加して当該理由について説明するための費用、協議の場における協議が整わなかった場合に都道府県審議会に出席して当該理由について説明するための費用及び都道府県知事の要請や勧告等に従うための費用が改正案と同様に発生する。
- ② 都道府県において、基準日病床機能と基準日後病床機能が異なる理由が不十分であると認められる医療機関に対して参加を求めることとなる協議の場及び都道府県審議会を開催する費用並びに当該医療機関に対する要請や勧告に係る費用が改正案と同様に発生する。
- ③ 代替案の便益について、基準日病床機能と異なる基準日後病床機能を有する医療機関が都道府県知事の要請や勧告等に従った場合に限り、都道府県が策定する地域医療構想の実現の効果的な推進が図られ、病床機能の分化と連携による医療資源の有効活用が進むという改正案と同様の便益が発生する。

《レビューを行う時期又は条件に係る補足説明》

○ 当省の照会

レビューを行う時期又は条件について、「この法律の公布後必要に応じ、…検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。」と記載しているが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の附則第2条第4項において「政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と記載されていることから、本規定に基づいて適切に明示する必要がある。

○ 厚生労働省の説明

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案において、法律の公布後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。